

岐阜県介護人材育成事業者認定制度 2016(平成28)年度 取組宣言事業者募集案内

取組宣言募集期間：2016(平成28)年3月18日(金)～3月29日(火)(締切当日消印有効)

※追加募集のため、県が行う支援事業(コンサルティング事業)については、初回募集の応募者を優先して実施しますのでご了承ください。

取組宣言の受付	2016(平成28)年3月18日(金)～3月29日(火) (締切当日消印有効)
問合せ先	岐阜県健康福祉部 高齢福祉課(長寿社会推進係) 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-8289(土日・祝日を除く9時から17時まで)
認定申請の受付	2016(平成28)年6月予定
認定公表	2016(平成28)年11月予定

認定制度概要

(1) 制度の目的

介護人材の育成及び職場環境の改善(以下「処遇改善」という。)について、積極的に取り組んでいる介護保険事業者(以下「事業者」という。)を、県が応援し、介護人材育成事業者として認定及び公表することで介護人材の参入、育成及び定着を促進する制度です。

(2) 応募対象者

介護保険法(平成9年12月17日法律123号)に基づき、岐阜県内で指定された事業所又は施設(別表)を設置する事業者のうち、処遇改善について積極的に取り組んでいる事業者が対象です。

(3) 認定グレードと認定基準

処遇改善の取組状況に応じ、3つのグレードに区分して認定します。認定取得するためにはグレード別に定めた認定基準を満たすことが要件となります。

認定グレード	各グレードの認定ポイント
Grade1(G1)	極めて質が高い取組を行う優良事業者(最上位)
Grade2(G2)	質が高く充実した取組を行う優良事業者(上位)
Grade3(G3)	基本的な取組が充実している優良事業者



取組宣言から認定申請までの流れ

取組宣言 : 認定申請前に処遇改善に取り組む事業者であることを公表すること
認定申請 : 処遇改善に取り組んでいる事業者であることの認定を県に求めること

① 処遇改善の取組宣言

取組宣言の募集期間内に、宣言書と関係書類を提出します。宣言事業者はウェブサイトで公表します。

平成28年2月～3月

② 取組宣言事業者への支援

認定取得に向けて各種支援制度があります。(独自で取組める事業者は支援を利用する必要はありません。)

③ 認定申請

達成確認シートで全ての基準を満たしていることを確認して、申請期間内に申請書を提出します。

平成28年6月

取組宣言方法

1. 取組宣言資格・取組宣言期間を確認する

(1) 取組宣言資格の確認

認定を希望する事業者は、あらかじめ知事へ取組宣言をする必要があります。取組宣言をした事業者は、認定申請及び県が実施するコンサルタント派遣の支援制度を受けることができます。はじめに、取組宣言をすることができるかを確認してください。

宣言資格

次の宣言資格1、2のいずれにもあてはまる事業者が、処遇改善の取組宣言をすることができます。

- 1 岐阜県介護人材育成事業者認定要綱で定めた介護保険法に基づく事業者
- 2 岐阜県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者

(2) 宣言期間の確認

宣言期間は以下のとおりです。取組宣言書類の受付は事務局への直接持参又は郵送に限ります。郵送は締切当日までの消印有効です。宣言期間外に提出された書類はいかなる理由でも受け付けできません。

宣言期間

2016(平成28)年3月18日(金)～3月29日(火)(締切当日消印有効)

(3) 取組宣言の有効期間

取組宣言の有効期間は2017(平成29)年3月31日です。この取組宣言の有効期間内は、認定基準を満たすための県が実施する支援制度を活用することができます。

2. 取組宣言に必要な書類を準備する

取組宣言に必要な書類は以下のとおりです。(正副1部ずつ)

- a 介護人材育成事業者認定制度取組宣言書(様式第1号)
 - b 宣言関係書類①②
 - c 介護保険サービス事業者指定通知の写し
 - d セルフチェックシート
 - e 処遇改善計画書事業所一覧の写し(宣言関係書類②とどちらか)
- 1部は受付印を押印した上で、事業者控えとして返却しますので、大切に保管してください。

様式のダウンロード

取組宣言書は下記「高齢福祉課のウェブサイト」からダウンロードすることができます。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/torikumi-sengen.html>

記入を始める前に

宣言書は文字や数字を書き込む部分を黒のボールペン(消えるペンは不可)で記入してください(手書きの場合)。汚さず、丁寧に記入してください。

取組宣言

認定申請

④審査

提出された申請書について審査します。現地確認を行う場合があります。

平成28年7～11月

⑤認定及び公表

認定事業者については、岐阜県のウェブサイトで公表します。

平成28年11月頃

⑥認定証の交付

認定事業者には、認定グレードに応じた認定証の交付があります。

平成28年12月頃

(1)取組宣言書の記入

法人名などの記入

※番号は記載例参照

- ① 日付
取組宣言書の提出日を記入してください。西暦ではなく和暦で記入してください。
- ② 法人名及び代表者名
法人名及び法人の代表者の役職及び氏名を記入してください。事業所名は記入しないでください。法人の代表者の職印を押印してください。
- ③ 職員の過半数を代表する者の職名及び氏名
認定取得に取組むことを職員全員に周知した証明として、職員の過半数を代表する者の職名及び氏名を記入してください。職員を代表する者の個人印を押印してください。

(2)宣言関係書類①の記入

宣言関係書類①は、事業者の公表情報及び担当者などを記入する重要な部分です。記入の際は、記入漏れ、記入間違い等に注意し、見直しを十分行ってください。

公表情報などの記入

宣言関係書類① ※番号は記載例参照

- ① 平成28年度取組認定グレード
平成28年度の取組宣言期間中に取組を行う認定グレードを記入してください。平成28年度に認定申請をするグレードではなく、1年間かけて認定基準を満たすための取組を行うグレードです。なお、Grade1は平成29年度から認定申請の受付を開始します。
- ② 法人名
法人名を記入してください。法人の代表事業所名の記入は必要ありません。ふりがなも記入してください。
- ③ 代表者氏名
法人の代表者の役職及び氏名を記入してください。ふりがなも記入してください。
- ④ 法人の所在地
法人の所在地、電話番号及びFAX番号を記入してください。
- ⑤ サービス種別
法人の介護保険サービスの種別について、□にチェックしてください。また、()内に指定を受けている介護保険サービスの形態を別表の対象介護保険サービスから選択して記入してください。(複数のサービスを行っている場合は、主なものを記入してください。)
- ⑥ 認定取組担当者
担当部署、役職、氏名(ふりがな)、連絡先を記入してください。取組宣言書提出後は、担当者を窓口として連絡をします。認定制度への取組について詳しい方を担当としてください。

⑦ 常用労働者数

法人の常用労働者数(※)を記入してください。また、男性、女性の内訳を記入してください。

※常用労働者数とは、期間の定めなく雇用されている又は採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者数です。

⑧ 希望する支援制度

認定基準を満たすために、法人として取組宣言後に必要と思われる支援制度を別表の支援制度から選択して記入してください。

⑨ 職員への周知状況

認定取得の取組宣言を行うためには、代表者だけの意志ではなく、職員との合意形成が必要です。取組宣言を行うにあたっては、職員の方々へ取組宣言することを周知してください。

⑩ 認定申請予定時期

認定申請の予定時期を記入してください。取組宣言を始めてから認定を取得するまでの目標となります。

(3) 宣言関係書類②の記入

事業所一覧の記入

宣言関係書類② ※番号は記載例参照

① 指定サービス事業所

事業者が運営する全ての指定サービス事業所の事業所・施設名、サービス種別及び介護保険事業所番号を記入してください。

※処遇改善計画書の写しを提出する場合は宣言関係書類②は必要ありません。

3. 取組宣言書類を提出する

(1) 取組宣言書類の最終確認と提出の準備

必要な書類がそろっているか確認してください。

- 介護人材育成制度取組宣言書
- 宣言関係書類①②
- 介護保険サービス事業者指定通知の写し
- セルフチェックシート
- 処遇改善計画書事業所一覧の写し（宣言関係書類②とどちらか）

- ・ Grade2認定取得に向けて取組む事業者については、G3及びG2のチェックシート両方を提出してください。
- ・ Grade1認定取得に向けて取組む事業者については、G3、G2及びG1のチェックシート全てを提出してください。

(2) 取組宣言書類の提出

下記宣言期間内(締切当日消印有効)に以下いずれかの方法で提出してください。

- ① 郵送(特定記録郵便)
- ② 県高齢福祉課へ持参

宣言期間外に提出された書類は受け付けできませんので、十分に注意してください。書類の到着についての通知はいたしません。郵送の場合、配達状況は、郵送した際に受け取る問い合わせ番号を用いて、日本郵便株式会社のウェブサイトで確認できます。

- ・取組宣言書類に不備等があった場合は、県から確認の連絡をすることがあります。
- ・取組宣言の際に提出された書類(正本)は、理由のいかんにかかわらず返還しません。

宣言期間

2016(平成28)年3月18日(金)～3月29日(火)(締切当日消印有効)

※持参の場合は締切日17時まで

提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係
TEL:058-272-8289(土日・祝日を除く9時から17時まで)
※郵送の場合は、封筒の表に「取組宣言書類在中」と表記してください。

(3) 宣言後について

「宣言事業者の公表情報」は、4月頃に県の介護情報ポータルサイト上にて公表の予定です。

認定制度対象介護保険サービス

介護給付サービス	予防給付サービス
訪問介護	介護予防訪問介護
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
通所介護	介護予防通所介護
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護(老健)	介護予防短期入所療養介護(老健)
短期入所療養介護(病院等(老健以外))	介護予防短期入所療養介護(病院等(老健以外))
夜間対応型訪問介護	介護予防認知症対応型通所介護
認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護	
特定施設入居者生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
認知症対応型共同生活介護	
介護福祉施設サービス	
介護保健施設サービス	
介護療養施設サービス	
地域密着型介護老人福祉施設	
地域密着型通所介護 (平成28年4月1日～)	

認定への支援制度

県では、認定制度に取り組む意欲を持ちながらも、財政的に取組が困難であったり、取組方法がわからない事業者を支援するため、以下の支援制度を設けています。

詳細は、県ウェブサイトをご覧ください。

なお、平成28年第1回岐阜県議会定例会において本事業に係る平成28年度当初予算が可決成立しない場合は、支援制度の実施はありませんので、御承知ください。

(1) 介護人材育成事業者認定制度実施事業

- ①職員が働きやすい職場環境整備のためのコンサルティングを実施
 - ②福祉サービス第三者評価の受審費用の支援
- ※追加募集のため、コンサルティング事業については、初回募集の応募者を優先して実施しますので ご了承ください。

(2) プリセプター制度等導入支援事業

新人職員に対するプリセプターシップ、エルダー制度、メンター制度、チューター制度等を導入する事業者への研修

(3) 介護キャリア段位普及促進事業

介護キャリア段位制度普及促進及びアセッサー研修受講に必要な経費の一部を支援

(4) 介護職員初任者研修支援事業

介護職員初任者研修の受講に必要な経費の一部を支援

(5) 介護人材キャリアパス支援事業

職場における職位・階層に応じた知識や技術の修得のための経費を支援

様式第1号（第5条関係）

岐阜県介護人材育成事業者認定制度 取組宣言書

岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施要綱第5条の規定に基づき、私たちは、全ての職員がやりがいを持って働き続けられる職場づくりに取組むことを宣言します。

① 平成28年3月18日

取組宣言事業者

② 法人名 株式会社ケア藪田
代表者氏名 代表取締役 藪田 一郎 の取
印 締
代
表

職員の過半数を代表する者

③ 職名 ショートステイリーダー
氏名 飛驒 花子 飛
驒

岐阜県知事 様

宣言関係書類①

【宣言事業者の公表情報】 県webサイト等で公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

①	1 平成28年度 取組認定グレード	G 2
②	2 (ふりがな) 申請法人の名称	かぶしがいしや けあ やぶた 株式会社ケア藪田
③	3 (ふりがな) 申請法人の代表者 の役職及び氏名	だいひょうとりしまりやく やぶた いちろう 代表取締役 藪田 一郎
④	4 法人の所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 電話番号 058(272)8289 FAX番号 058(278)2639
⑤	5 サービス種別(※1)	<input type="checkbox"/> 入所 () ※複数の場合は 事業所数 () 事業所 <input checked="" type="checkbox"/> 通所 (通所介護、認知症対応型通所介護) 主なサービス (3) 事業所 <input checked="" type="checkbox"/> 訪問 (訪問介護) 名を記入 (2) 事業所

※1 別表の対象介護保険サービスから記載してください。

【その他必要な情報】 公表はしません。今後の取組支援に必要となりますので、記載してください。

⑥	1 認定取組担当者	担当部署	総務課	役職	係長
		ふりがな	せいのう たろう	連絡先	電話番号 058-272-8289
		氏名	西濃 太郎		E-mail soumu@yabuta.jp
⑦	2 常用労働者数(※2)	法人全体 86 人 (内訳 男性 31 人 女性 55 人) 認定対象事業所・施設 46 人 (内訳 男性 11 人 女性 35 人) (平成 28 年 3 月 1 日現在)			
⑧	3 希望する支援制度 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プリセプター制度等導入支援事業 ・ 介護キャリア段位普及促進事業 ・ 介護人材キャリアパス支援事業 			
⑨	4 職員への周知状況	<input checked="" type="checkbox"/> 「宣言」を全職員に周知した <input type="checkbox"/> 会議等で職員と一緒に検討して周知した <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____)			
⑩	5 認定申請予定時期	<input checked="" type="checkbox"/> 平成28年6月申請予定 <input type="checkbox"/> 平成29年6月申請予定			

※2 期間の定めなく雇用されている又は採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者数

※3 別表の支援から選択してください。

宣言関係書類②

【指定サービス事業所一覧表】

	事業所・施設名	サービス種別(※1)	介護保険事業所番号
1	デイサービスヤブタ	通所介護	2199999999
2	デイサービスヤブタ高山	通所介護	2199999998
3	デイサービスヤブタ多治見	認知症対応型通所介護	2199999997
4	訪問介護ヤブタ	訪問介護	2177777779
5	訪問介護ヤブタ高山	訪問介護	2177777778
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

不足する場合は適宜行を追加してください。

※1 別表の対象介護保険サービスから記載してください。

処遇改善計画書（平成27年度）の県への提出について

○をつけてください。

提出している

・ 提出していない